

釧網本線利活用可能性調査事業に係る企画提案募集要項

1 業務概要

(1) 業務委託名

釧網本線利活用可能性調査事業

(2) 業務内容

別紙「釧網本線利活用可能性調査事業企画提案要求水準書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から平成 31 年 3 月 22 日まで

2 参加資格要件

(1) 公募型プロポーザル方式に参加することができる者は、単独企業又は複数法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）とする。ただし、1つの企業が複数の企画提案に参加することはできない。

(2) 単独企業及びコンソーシアムの構成員は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後、競争入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。

ウ 法人税（国税）及び法人住民税（本業務を実施する事業所や事業者が所在する市区町村により課税される法人住民税）について、未納がないこと。

エ 暴力団関係事業者等ではないこと。

オ コンソーシアムの構成員が単独企業としても重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

3 企画提案に係る手続き

(1) 参加表明書の作成及び提出方法

ア 提出書類

- ・参加表明書（様式第 1 号）
- ・会社概要（様式第 2 号）

イ 提出期間

平成 30 年 6 月 11 日から平成 30 年 6 月 15 日まで（土曜日、日曜日を除く。）の 9 時から 17 時まで。

ウ 提出先

郵便番号 085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地（釧路市総合政策部都市経営課内）
J R 釧網本線維持活性化実行委員会事務局（担当：田中）
電話：0154-31-4502

エ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）によることとし、ファクシミリによるものは受け付けない。なお、郵送により提出する場合には、提出期間内に提出先に必着のこと。

(2) 企画提案書作成及び提出方法

参加表明書及び関係書類（以下、「参加表明書等」という。）による参加資格の要件審査の適否については書面により通知する。参加資格が適合と判定された者（以下、「資格適合者」という。）は企画提案書を作成し提出することができる。

ア 提出書類

- ・企画提案書（様式第3号）

イ 提出部数

正本1部 副本15部

ウ 提出期間

平成30年6月18日から平成30年6月27日まで（土曜日、日曜日を除く。）の9時から17時まで。

エ 提出先

上記「3(1)ウ」に同じ。

オ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）によることとし、ファクシミリによるものは受け付けない。なお、郵送により提出する場合には、提出期間内に提出先に必着のこと。

カ 企画提案書の様式記載事項

別紙「釧網本線利活用可能性調査事業要求水準書」は、業務の概要や手法、委託者が業務の成果として求める最低限の内容を参考として提示するものであり、提案者の提案を制限するものではない。

(3) 企画提案書の提出にあたっての留意事項

ア 提出された企画提案書は、提出期限までは自由に改変できるものとする。ただし、変更しようとする場合には、提出された書類一式を一旦持ち帰り、あらためて企画提案書及び関係書類一式を提出すること。

イ 提出期限を過ぎた後は、企画提案書及び関係書類の変更はできない。

ウ 理由の如何を問わず、企画提案書の提出期限の延長は行わない。

(4) 失格となる資格適合者

資格適合者が下記のいずれかに該当した場合には、その者の提出した参加表明書及び企画提案書を無効とし、その者は本プロポーザルへの参加資格を失う。

- ア 企画提案書及び関係書類が提出期限までに提出されない場合。
- イ 提出された全ての書類内容に虚偽の記載があった場合。
- ウ 本募集要項 2 に定める参加資格要件を満たしていない、若しくは満たすことができなくなった場合。
- エ その他、本募集要項の定めを反した場合。
- オ 本件に関して不正行為等があった場合。

(5) 無効となる企画提案書等

企画提案書による要件審査において、提出された企画提案書が、以下のいずれかに該当する場合には、これを無効とする。なお、無効と判断された場合は、書面により通知する。

- ア 提出方法が本募集要項に適合しない場合。
- イ 作成様式及び記載上の留意事項に示された内容に適合しない場合。
- ウ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合。
- エ 虚偽の内容が記載されている場合。

(6) その他

- ア 使用する言語は日本語とし、使用する通貨は日本国通貨とする。
- イ 参加表明書等、企画提案書の作成に係る費用は、提出者の負担とする。
- ウ 提出された参加表明書等、企画提案書は、市は提出者に無断で使用しない。
- エ 提出された参加表明書等、企画提案書は、返却しない。
- オ 企画提案に係る一切の費用は、提出者の負担とする。

4 企画提案書等の評価及び審査方法

(1) 審査方法

ア 参加表明書等による要件審査

本プロポーザルへの参加資格については、提出された参加表明書等により参加資格要件を確認し、適否を判定する。参加資格適合と判定された者（以下、「資格適合者」という。）に対しては、書面によりその旨を通知し、企画提案書の提出を要請する。この審査において非適合と判定された者に対しては、書面によりその旨を通知する。

イ 企画提案書による要件審査

資格適合者により提出された企画提案書について、別紙「釧網本線利活用可能性調査事業企画提案要求水準書」及び募集要項 3 (5) の基準に基づき要件審査を行う。この審査において、企画提案書が無効と判定された者については、書面によりその旨を通知する。

ウ 企画提案書による内容審査

プロポーザル審査会において、企画提案者から企画内容、考え方の説明（プレゼンテーション）を受け、評価項目及び基準等により審査を行い、最優秀提案事業者を選定する。（日時、場所は別途通知。）

(2) 評価項目及び基準等

評価項目		評価基準	配点	評価点数			
				優	良	可	不可
実施体制・業務遂行能力等		・業務を遂行する上で、必要な専門知識・技術を有し、十分な業務処理体制が整っているか	5	5	3	1	0
		・業務を効率的かつ効果的に実施できるスケジュールとなっているか	5	5	3	1	0
提案内容	共通	・事業の目的、趣旨を十分に踏まえた具体的で実効性の高い企画提案がなされているか	10	10	5	2	0
		・多様な視点、幅広い知識や専門的ノウハウ等を活用した企画となっているか	10	10	5	2	0
		・短期的な成果や事業の継続性、発展性が見込まれる内容となっているか	5	5	3	1	0
		・要求水準書に記載されていない独自の提案や、独創的な工夫がなされているか	5	5	3	1	0
	環境基盤の現状・課題認識	・釧網本線沿線及び面的な観光資源、動向等の環境基盤の現状・課題分析に向け、当地域の特色を十分認識しているか	15	15	8	4	0
	テストマーケティングの企画案	・テストマーケティングの企画・実施の手法は、釧網本線を基軸とした他の公共交通機関との連携、面的な広がりのある取組、インバウンド対象国（数）や、国内観光客を加えた対象人数等の設定など、釧網本線の魅力を最大限発揮した上、課題検証につながる効果的なものが期待できるか	15	15	8	4	0
	釧網本線の利用増加策の方向性や手法の提案	・テストマーケティング等の測定結果を踏まえた適切な分析を行い、国内・インバウンド旅行者による釧網本線の利用増加策の方向性や手法など、課題解決に向けた具体的な提案が見込まれるか	15	15	8	4	0
報告書・将来提言	・報告書、将来提言の編成方針は適切か。実現可能で効果的な工夫が期待できるか。	10	10	5	2	0	
経費積算の妥当性		・提案内容に対する積算金額は妥当か。また、経費内訳は明確かつ適切に記載されているか	5	5	3	1	0
合 計			100 点				

5 契約書及び業務処理要領

プロポーザル審査会で選定された最優秀提案事業者である当該業務委託の内容に最も適すると認められる特定者に対して別途作成・提示する。

6 契約に関する基本事項

特定者と締結する委託契約については、次の事項を基本とする。

(1) 提案内容の修正

契約内容は、企画提案された内容を踏まえ、協議の上決定する。なお、協議により企画提案内容を一部変更した上で契約を行うことがある。

(2) 見積書の提出

特定者に対して、所定の手続を経た上で、本業務委託契約に係る随意契約の見積書徴取の相手方として見積書の提出を依頼する。

7 スケジュール（予定）

6月	15日	参加表明書提出締切
6月	18日	企画提案募集開始
6月	27日	企画提案書提出締切
6月	下旬	審査会（プレゼンテーション実施）
6月	下旬	契約

8 事務局

郵便番号 085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地（釧路市総合政策部都市経営課内）

J R 釧網本線維持活性化実行委員会事務局（担当：田中）

電話：0154-31-4502